

福井県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年7月23日

福井県監査委員	小堀	友廣
同	清水	智信
同	緒方	正嗣
同	平鍋	順一

第1 随時監査の趣旨

福井農林高等学校において、生産物売払金の着服が発生し、生産物等の管理、売払状況および再発防止の取組状況について、速やかに確認する必要があるため、随時監査を実施した。

第2 随時監査の結果等

1 監査対象機関および実施年月日

(1) 監査対象機関

福井農林高等学校および教育庁（学校振興課、高校教育課）

(2) 実施年月日

令和元年5月31日

2 監査の対象

平成30年度および令和元年度における実習等で生産した生産品、収穫物等の管理および売払事務が適正に処理されているか監査した。

3 監査の結果

監査において改善を要する事項として指摘したものは次のとおりである。

(1) 指摘事項

福井農林高等学校

- 生産製作品を過少に申告し、生産製作品処分明細書を作成していた。
- 生産製作品の販売売上金の一部を釣銭として保管していた。
- 生産製作品の販売売上金の一部を県の歳入に計上することなく、生産製作品に必要な消耗品代に充てていた。

(2) 意見

福井農林高等学校

- ・ 公金着服事件が発生したことは誠に遺憾である。再発防止のため、生産製作品および現金の管理における内部チェック体制の確立をはじめ、抜本的な改善策を講じ、県民の学校運営に対する信頼回復に努められたい。

教育庁（学校振興課、高校教育課）

- ・ 今回の事件を受け通知した「県立学校における生産製作品の取扱いについて」について、生産製作品および現金の管理が適正かつ実効性のあるものであるか再度確認のうえ、県立学校への指導を徹底されたい。

<参考>

「指摘事項」とは、次のとおりである。

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの